

第8回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成29年11月29日（水）10:00～11:30

2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1214特別会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、北地委員、萩原委員、服部委員、宮本委員

岸本専門委員、工藤専門委員、栗林専門委員、駒崎専門委員、白井専門委員
経沢専門委員

（代理人）海老原城一氏（程会長代理代理人）

（御欠席：飯盛委員、飯嶋委員、野村委員、程委員、牧野委員、小河専門委員、
曾根原専門委員、宮城専門委員）

（事務局）田和政策統括官（経済社会システム担当）、前田休眠預金等活用担当室室長、
岡本休眠預金等活用担当室参事官、野澤休眠預金等活用担当室企画官

4. 議事：

（1）指定活用団体について

（2）資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の役割及び期待される機能について

5. 議事概要：

○前田室長 定刻となりましたので、第8回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

いつものお願いで恐縮でございますけれども、会議の内容等につきましては、会議中にSNS等での発信はお控えいただきますようお願いいたします。

議事に入ります前に、駒崎専門委員からの連絡事項をお知らせいたします。本日は、子ども・子育て会議が同時刻で開催されていますため、本審議会には遅れて参加し、早目に退室することですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会長より、議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 本日も何人かの方から資料を御提出いただいております。お忙しいところ、大変ありがとうございました。野村委員は本日欠席されておりますので、北地委員、岸本専門委員、駒崎専門委員の順に御説明をお願いいたします。

それでは、議事1「指定活用団体について」に入らせていただきます。本日は、指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の役割等について御議論いただきます。

まずは、議事1「指定活用団体について」ということですが、去る11月8日に開催された第6回審議会において御議論いただきました指定活用団体の役割や機能を踏まえた業務と、組織及びガバナンス・コンプライアンスの論点等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○岡本参事官 それでは、資料1-1から資料1-4に基づいて御説明させていただきたいと思います。

まず、A3の資料1-1をお開きいただければと思います。前回の御議論の中で、特にプロモーションについていろいろ御議論がございましたので、下線をつけておりますが、指定活用団体の役割の⑦として「休眠預金等の活用状況や成果等について積極的に公開、周知・広報することを通じ本制度への国民の理解を得るよう努めるとともに、多様な民間関係主体の一層の参画を促す」という文言を入れさせていただいております。

続きまして、資料1-2でございます。

前回の御議論、役割・機能を踏まえまして、指定活用団体が行う民間公益活動促進業務の案について、事務局で整理させていただきました。法律及び中間整理あるいはこれまでの審議会における議論を整理したものでございます。論点といたしまして、法律に具体的に明記されている業務、これを「基本的な業務」とさせていただいておりますが、そのほかに、審議会でご議論いただいた、事業の適正な実施に当たって行うことが期待される業務という大きく2つに整理させていただいております。まずは、基本的な業務でございますが、大きく6つあるかと思っております。(1-a) 資金分配団体に対する、助成等の実施に必要な資金についての助成または貸付け。(1-b) 民間公益活動を行う団体に対する資金の貸付け。(2) これらの団体に対する監督。(3) 預金保険機構から付されます交付金の受け入れ。(4) 調査及び研究。(5) 啓発活動及び広報活動。(6) 適正な評価の実施。また、審議会でご議論いただいた上で期待される業務として、(1) ICT等先端技術を活用した「知の構造化センター」機能の構築、(2) 成果評価実施支援、(3) 研修、(4) 国際交流でございます。

ページをおめぐりいただきまして、その上で幾つか事務局の案ということで御提示させていただいております。まずは、助成または貸付けの関係でございます。これまで伴走型支援についての重要性については御議論いただいておりますが、これを資金分配団体みずからやるのか、あるいはそういう専門的な組織がやるのかということについて、以下のような形で整理させていただいております。伴走型支援の重要性を踏まえると、助成等の資金プログラムだけではなく、提供可能な経営支援等の非資金的支援もセットにした「包括的な支援プログラム」の提出を求めることにしてはどうかということでございます。この場合は、直接資金分配団体が全てこのスキームを提示することもあるかと思いますが、単独でそういう非資金的支援を提供できない場合には、そういう非資金的支援の提供可能な専門家または団体と連携して、上記の包括的な支援プログラムを作成・提出することも可能としてはどうかという形で、下にイメージ図がございまして、いずれもできるという形でございます。ただ、例-2で書いておりますが、この場合も資金分配団体が全体をコーディネートするという形にしてはどうかということでございます。

4ページ目でございます。民間公益活動を行う団体に対する貸付け関係でございます。これについて、以下のような形で整理させていただいております。指定

活用団体につきましては、資金分配団体を經由せずに、民間公益活動を行う団体に対し直接貸付けを行うことができるという規定がある一方で、現状を見ますと、民間公益活動全体がまだ発展途上にあつて、民間公益活動を行う団体に対する支援能力を有する組織や人材が乏しいというのもこの審議会で大分御議論されていることかと思っております。そうした中で、指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤をしながら制度を開始せざるを得ないという現状を踏まえますと、まずはこの法律の本来のスキームである、指定活用団体は、資金分配団体を通じて民間公益活動を行う団体への助成等を実施することによって本制度をしっかりと確立させることが、当面、優先すべきことではないかと考えております。また、指定活用団体が直接貸付けを実施した場合でございますが、この審議会でも御議論はございましたが、債権管理を初め種々の業務が生じることとなるため、指定活用団体の肥大化をもたらしかねないおそれがあるのではないかと御議論もされたかと思っております。したがいまして、指定活用団体が民間公益活動を行う団体に対して貸付けを行うことについては、当面、慎重に考える必要があります。指定活用団体は、資金分配団体や民間公益活動を行う団体と連携しながら、積極的に案件の発掘・形成に努めるものの、民間公益活動を行う団体への助成等は、資金分配団体を育成する観点からも、原則、資金分配団体を經由して実施することにしてはどうかという形で整理させていただいております。

5 ページ目でございます。休眠預金等の受け入れの関係でございます。指定活用団体は、みずからも適切・効率的な活用を徹底する措置を講ずることを明記するという事で、具体的に2つ規定してはどうかと思っております。まずは、民間公益活動促進業務に必要な経費につきましては、事前に明示した達成すべき成果を上げる上で真に必要なものに限定するとともに、あわせて外部監査結果も有効活用するなど、効率性の観点から常に精査するとともに、その使用状況について情報公開を徹底するという事で、この審議会でもしばしば情報公開こそが肝要だという御議論でございましたので、情報公開を徹底する。また、これらの履行を担保するため、指定活用団体は実効性ある措置を業務規程に定めることとする。2つ目でございます。仮に予算の執行残、いわゆる予算消化みたいなことが生じないように、執行残が生じた場合であっても、その執行残は翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れ、より一層の効果的・効率的な民間公益活動の促進業務の実施を期するため、指定活用団体は実効性ある措置を業務規程に定めることにしてはどうかと考えております。

6 ページ目でございます。民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動の関係でございます。これは法律の議論の中で、議員立法の過程で休眠預金の活用はどこに使われているのかというシンボルマークをしっかりと掲示するようにはどうかという御議論がございましたので、それを踏まえて、指定活用団体におきましてシンボルマークを策定し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が休眠預金等を活用して実施する事業につきましては、シンボルマークの表示を求めることを明記してはどうかと考えております。

7 ページ目でございます。「2. 指定活用団体において行うことが期待される業務」と

いたしまして、ICT等先端技術を活用した「知の構造化センター」の機能を担うシステムを指定活用団体が構築することとしてはどうかということで、事業の進捗状況、成果、好事例、失敗事例につきまして、評価結果の情報を一元化して、横断的かつ具体的に分析し、その結果を構造的に整理した上で、これを広く公開して、さまざまな場面で活用できるようなシステムを構築することとしてはどうかと考えております。

資料1-3は、今までの前回は踏まえまして、指定活用団体の役割・機能・業務を1枚にしたものでございます。

資料1-4の御説明にまいりたいと思います。

1ページ目でございます。「1. 組織運営体制」でございます。論点1-①でございますが、指定活用団体において、民間公益活動促進業務の適正かつ確実な実施のために、どのような組織運営体制が望ましいかということでございます。これまで審議会の場でも指定活用団体の役割・機能及び業務を適確に実施することが御議論されました。それに足る知識・技術を有している役職員は当然のことながら、外部の専門家を活用することあるいは内部管理システムを整備することが求められております。また、それに加えまして、組織運営体制に係る要件として、以下の要件が考えられるのではないかと考えております。法人の使命及び事業方針について、基本方針を満たし、明確であること。法人の長が指定活用団体の使命に対する強い意志を有していること。あるいは、効率的な組織運営のための仕組みを有していること、特にこの審議会の場でも御議論になっておりますICT等の先進技術を積極的に活用していることが望ましいということがあるのではないかと考えております。

次のページでございます。論点1-②でございますが、継続的なモニタリングを実施するに当たり、どのような体制が望ましいか、以下のような体制が考えられるということで、課題ごとに資金分配団体の成果の達成状況等の進捗把握、現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・指導、成果評価の点検・検証を一括して行う専門組織を設けてはどうかというところでございます。

3ページ目でございます。「2. 役職員等の構成」でございます。理事会や評議員会のメンバーの構成はどのようなものが望ましいかということでございます。中間的整理のところでは、単にお金を配る、資金管理を担うための存在ではなく、社会の諸課題解決の専門家集団である必要があるという御意見がございました。そういう意味で、2つ目、3つ目の○でございますが、指定の基準として以下のようなことが考えられるのではないかと考えて、いわゆる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で規定されている主な事項は以下のとおりでございます。評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を設置していること。評議員及び理事はそれぞれ3人以上ということ。評議員の選任及び解任の方法が定款で定められていること。これに加えまして、会計監査人が設置することについて、一般では大規模一般財団法人のみとなっておりますが、休眠預金等の原資の性質に鑑みて、会計監査人を設置することを定款で定められているということを加えてはどうかと考えて

おります。また、上記以外にも定めることが望ましい要件として、1つは役員等に関する事項として、評議員については、ソーシャルセクターのみならず経済界や金融界、学識経験者、マスコミ等の参加も含めて、各分野の英知を結集した「オール・ジャパン」の組織となること。あるいは、これも議員立法で議論する過程で、迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は、必要最小限にとどめているということが御議論になっております。また、職員に関する事項といたしまして、当然のことながら必要な専門性を有していること、効率的・効果的な人員の採用と配置であること、あるいは多分特定の団体や分野出身に偏っていないことも肝要ではないかと思っております。

4ページ目でございます。これも議論の過程あるいは地方公聴会で出ておりましたが、利益相反やいわゆる天下りの防止など、役員を選任等の認可に当たってどのようなルールが必要かということでございます。これにつきましては、指定活用団体について、以下の措置を講ずることが考えられるということで、利益相反の防止につきましては、役員の職歴について自己申告させた上で公開すること。また、利益相反防止の例としては、評議員会及び理事会の決議に当たっては、決議について特別の利害関係を有する評議員及び理事を除外した上で行うこと、役職員については、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、チェックを行うこと。また、いわゆる天下りの防止につきましては、国家公務員法に基づき国家公務員の再就職等規制を踏まえることとすること。また、この審議会が始まる前に我々のほうで制定しておりますガイドラインがございます。

「休眠預金等に係る資金の活用に関する事務を担当する部局職員の行動に関するガイドライン」ということで、これは金融庁のガイドラインを参考に定めさせていただいておりますが、休眠預金等に係る資金の活用に関する事務を担当する部局職員が、指定活用団体または指定活用団体となり得る団体の役員もしくはこれに準ずるものにつくことは既に禁止されております。役員または役員となることが予定されている者の処罰歴の有無についても、これは自己申告に基づき確認することにはどうかと思っております。

5ページ目でございます。論点3でございます。不正行為や利益相反など組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制やルールとしてどのようなものが考えられるかということでございます。中間的整理におきましても、モニタリングを軸としてやっていくこと、コンプライアンスが過剰なものにならないように留意していくこと、あるいは情報公開規定や倫理規定を定めて透明性を高めることが重要だという御議論がありました。そういった意味で、過剰なものにならないようにするものの、最低限、以下のような体制やルールが必要ではないかと考えております。1つは、一般財団法人法の中には規定されておりませんが、コンプライアンス委員会、コンプライアンス室の設置を初め、事業の適正な実施のために必要な組織が設置されていること。あるいは、不正行為や利益相反防止のためのルールや規程の策定など、組織運営上のリスク管理体制の整備がなされていること。上記に加え、人事規程や倫理規程、情報公開規程、理事会や評議員会の運営規則など、一般的に組織の運営を円滑に行うために必要な諸規程を備えていること。

あるいは、この審議会で御議論がありました。不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定の3点を確実に実施することです。

6ページ目です。確認事項として、コンプライアンス体制を実効性あるものとするために、指定活用団体において公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備及び運用を求めるということで、消費者庁が所管しております「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」が昨年12月に発表されております。これにつきまして、事業者については努力義務となっておりますが、指定活用団体についてはこの体制を必置にしてはどうかということでございます。以下、3つ書いておりますが、役員を責任者として、部署間横断的に通報を取り扱う仕組みを整備すること。内部規定に通報対応の仕組みについて規定し、通報者に対する解雇その他不利益な取り扱いの禁止及び通報者の匿名性の確保の徹底に係る事項について明記すること。あるいは、コンプライアンス室を設置するなど、内部通報の窓口を整備すること。外部からの通報についても受け付けること。資金分配団体につきましても、同様に実効性のあるコンプライアンス体制の整備を求めてはどうかと考えております。また、来年1月1日から休眠預金の活用法が全施行になりますが、これに伴いまして、休眠預金の関係も公益通報者保護法の対象に入ります。そうしますと、国の行政機関の通報に対するガイドラインということで、内閣府及び金融庁においては以下のような措置を講ずることとなります。1つは、休眠預金等活用法に違反する事実に関し、外部の事業者からの通報窓口を設置すること、あるいは通報に関する秘密保持及び個人情報の保護の徹底を図ることが、国として義務となるということでございます。

7ページ目です。「これまでの議論を踏まえた指定活用団体の体制イメージ」ということで、イメージ図を書かせていただいております。具体的には、COIの議論を踏まえまして、「代表理事」の横に「構造化本部」ということで「知の構造化センター」の機能、そこでは資金分配団体の活動の俯瞰的なモニタリング、横断的に解決すべき課題の抽出、好事例を広範に展開するための最適な手法を開発、あるいは「モニタリング部」ということで設定された課題ごとにモニタリング（進捗把握・管理、改善・見直しの助言）あるいは資金分配団体の活動の自己評価結果の点検・検証ということが挙がっております。

以上でございます。

この関係でございますが、本日御欠席の野村委員から、今回は資料を出されておりますが、以下のような2点について審議会で自分の意見を紹介してほしいということですので、御紹介させていただきたいと思っております。

資料1-4の体制イメージの確認をした上で、2点でございます。1つは、事業部とは別に資金分配団体の事業に不正があった場合に処分を下すための監査部を置く必要があるということ。2つ目として、今、御説明させていただきました構造化本部及びモニタリング部の位置づけについては、再考すべきであるということでございます。具体的には、COIプログラムを参考にするのであれば、指定活用団体の内部組織ではなく、外部の専門家等

による外部組織として設置することが望ましいのではないかとすることを特に御紹介してほしいということでしたので、させていただきます。

説明は以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ただいまの野村委員の御意見です。監査部、及び構造化本部、モニタリング本部の設置の場所といいますか、独立にするかどうかといったことは大変重要な論点だと思いますので、次回、野村さんがおられるときに議論をさせていただきたいと思います。

続きまして、資料を御提出いただいた皆様から御説明をお願いしたいと思います。先ほど申し上げましたが、北地委員、岸本専門委員、駒崎専門委員の順にお一人6分程度でお願いいたします。

○北地委員 今の岡本さんのことで質問です。先にしてもよろしいですか。

○小宮山会長 先に御説明いただいてから、質問の時間をとりたいと思います。

○北地委員 了解しました。

それでは、資料4です。

あけていただいたらいきなりグラフが出ているのですけれども、この3つのグラフは、縦軸が人数なり事業者数の数で、横軸が経済的に強いとかあるいはより望んだ方向の学習ができるかとかというX軸・Y軸と見ていただければいいと思います。要は、この中央値がだんだんX軸の強い方向に動いていくという方向を想定しています。

2ページ目は、最初に公共政策を行うのは1ページの「push1」と書いている方向で、全体の底上げをする役割は公共政策が行うのであろう。「push2」というのは、その公共政策から漏れ落ちたところをさらにそこを強化するということであらうと思います。「push3」は、強いといいますか、すぐれているところをさらに伸ばすという役割もあるのだらう。なぜこんなことを言うかといいますと、分配団体と現場の団体、一番上に指定活用団体とその三重になっている構造の中で、何をやっているかということをしちんとモニタリングをしていかないと、思った方向のことをやっているつもりなのだけれども、お互いに思っていた場所が違ったということが起こるだろうということを想定しています。例えば、若者支援の教育面の考え方としては、政策としては、大学、高等教育を無償化しよう。そうすると、それでも家計の収入を稼がなければいけないからできないということであれば、そこも補填してあげようという考え方もあるでしょうし、さらに、進学したいコースが、理科系や医学系、スポーツ、音楽というのはお金がかかりますから、ここは厚くしてあげよう。それから、さらにより高いレベルの大学院なり学問なり研究なり語学留学なりというところの支援もあるだろうということです。ほかの②の考え方というのは、今はX軸とY軸、単に大学の並びで考えましたけれども、ほかの軸の考え方もしっかりあるでしょうから、職業型大学でやるとか、大学院教育とか、そもそも学生そのものにも研究開発の環境の充実をしよう。それから、児童時期から個性の伸長を行うようなこと、東大Rocketプログラムというものがあるのですけれども、こういうこともつくっていいのではないかと。

余り皆さんは言われたいのですけれども、教員の待遇の改善も必要なことではないかと思っています。例えば、これを次に地域社会を考えていきますと、政策としては、地域の生産力を維持するような補助金をあげるのだと。だけれども、もう少し強い会社に対してやることというのは、エネルギーのコストを下げたり物流コストを下げたりしましょうと。それから、海外に向けてビジネスができるように、ウェブの多言語化をサポートしてあげる。ほかの軸の考え方というのは、例えば、老人は働いたほうがいいのであって、引退しないで、軽い運動をしながら軽作業もしていく。これは、長野や香港など、あとはドイツなどでも最近行っていることです。それから、「トンチン」と書いていますけれども、本当は「トンティー」と発音するらしいのです。トンティー保険というのは、一定の金額、一定の年齢まで行って初めて保険金が出るというように長生きを促進する保険なのだけれども、トンチン制というのは亡くなった方から世代の若いところにそれを移していくということです。ふるさと納税などというのは、そういう考え方の一つだと思います。ここがちよっとポイントなのですけれども、法にかかわることがあるので、これの議論も幾つかしなければいけない。移民の問題や放置森林の整備です。これは少し名前が出ていますけれども、伐採権という土地の所有権自体は動かさないとはいえませんが、その上で育つ果実のようなものをどうしようかということの法の整備が要るだろうと思います。それから、都市においては、建築基準法で接道義務を果たしていないところは手を入れられませんので、こういうところをできるようにすること、一つのこういうアドボカシー活動があると思います。この中で結局言いたいことは、Plan、Do、Check、ActとPDCAサイクルと言いますが、実はこのように範囲が広くて革新的なことをそれぞれやっつけていこうということで、お互い気持ちとウオッチがまだはっきりしていない段階のときは、必ずこのCheckのところでこんなはずではなかったということがあるので、DoとCheckの間を短くしなければいけないということが言いたいことでもあります。それがモニタリングです。まず、Doの前のFeed Forward ControlとCheckのときのプロマネとモニタリングを強化するということです。

最後のページですが、Feed Forward Controlは、やり方としては、公益法人的な管理はなかなかコンプライアンスが強くて、定めたこと以外は逆に一度申請して審議をしてからやってくださいというやり方をやっています。一般法人の公益的支出のほうもそういう手続をとっています。NPO法人に関しては、自主的法人運営を尊重されていますけれども、定款活動や法人の活動種類20種類から出るときには、もちろんこれも報告して許可をとらなければいけないことです。一番自由にできるのは、投資の契約関係です。これも自由だけれども全て有効というわけではないので、契約関係で行うのであれば、どういう範囲で定めなければいけないかということがあります。次に、Checkとか開示責任、構成員の代表による執行サイドへの承認は、これは当たり前のように行われるのですが、3番目の「Missを早く発見し是正する」というプロマネを各法の体系どのように整合させるか。つまり、本来だったら年に1回だけの報告なのだけれども、途中でそれをなぜ見られるのかということの根拠づくりが要ると思います。これは上場会社のフェア・ディスクロージャー・ル

ールという範囲の中で投資家と会話しているので、そういうセーフハーバーをつくれればいいかと思っています。あと、大事なものは差しとめと介入をするときにどういう根拠でやるのかということです。

以上です。

(駒崎専門委員入室)

○小宮山会長 ありがとうございます。

岸本専門委員、お願いします。

○岸本専門委員 前回のいろいろな皆様の御意見を伺いながら、自分の頭の中で指定活用団体のイメージを考えてみたいと思ひまして、1枚図をつくってみました。先ほど事務局から出たイメージ図とかなり似ているかと思ひます。

この中で、前回の議論までを自分自身で整理してみたいと思ひたのが、指定活用団体の機能と組織体制を重ね合わせてみたいと思ひたということでございます。そういう意味で、赤字で書いてあるところが機能部分で、それをそれぞれどのように体制の中で役割を担っていくのかということをはめ込んでみました。その中で自分が一番もう一度御議論を伺いたいと思ひましたのが、モニタリングや伴走支援といったものが、より効果を出す、いいことをしていくためにサポートをするということと、悪いことが起きていないかチェックをするということで、きちんと言葉を分けて議論したほうがいいのではないかと思ひました。先ほど事務局でもモニタリング部というものができるとなっておりますが、その中で、資金分配団体の進捗管理と評価が一つの部になっているのですが、私は分けたほうがいいのではないかと思ひまして、資金分配団体の業務がどのようにうまくいっているのかということを見ていくのは事業部門でやる。それに対して、年に1回、うまくきちんとやっているかどうか、悪いことをしていないかというチェックは内部監査がやる。その内部監査のほうに、外部の委員の入った業務監査委員会というものが、外部の目も入れながらチェックをしていくという体制を組むということではないだろうかと思ひました。日々のよりうまくやるためのサポートということと悪いことをしていないかというチェックは一つの指定活用団体の中でやるのですが、それをきちんと分けたほうがいいのではないかということでございます。

もう一つ、先ほども出てまいりましたが、コンプライアンス体制を実効性あるものにするために、内部通報に加えて外からの通報を入れるような意見申し立て窓口というものを業務監査委員会のところに設置したほうがいいのではないかということが2点目でございます。

3点目として、そういった指定活用団体を指定する際の選定基準の中に、その団体自体の公益性の担保というところで、ここは一般財団であります、一部公益財団と同様の規定を援用してはどうかと思ひております。例えば、役員も公益財団の場合には同一団体からの選出が3分の1以内という規定があるわけですが、そういったところでございませうとか、報酬規程といったところで、報酬を同規模の民間団体よりも低いものにするといった

ような報酬規程、あるいは、そもそも指定活用団体は一般財団で、残余財産の帰属規定みたいなものもつくるのかということもあるのですが、そういったところで、あるいはほかの組織目的においてこの休眠預金以外の事業はしないとといった部分など、そういった幾つかの公益性を担保するための規定を、公益財団の規定を援用しながら入れてはどうかと思っております。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎専門委員、お願いします。

○駒崎専門委員 おくれて申しわけございません。

私の資料は、先日出しさせていただきました「指定活用団体のミッション・役割について」を、皆さんの御議論を踏まえてアップデートいたしました。アップデートをした内容は、赤字で書きました。リサーチ、構造化、発信という部分を入れ込みました。

一番最後の表がわかりやすいのでそれをごらんになっていただけたらと思うのですが、前回、指定活用団体の役割は3つあると申し上げました。資金提供、経営支援、評価だと。それに加えて、小宮山会長から「知の構造化」という御発言があったり、皆さんの中でリサーチや研究助成みたいなお話もあったので、「情報整理・発信」という項目を加えてみたわけなのです。リサーチをして、その社会課題の整理あるいは必要なエビデンスや統計をきちんと整理・構造化して、その構造化にはきちんと専門家も入ってもらおう。また、先行事例が多々あるのですけれども、国際的な先行事例などをきちんと調べて日本語訳を出したりということはなかなか普通のNPOや現場の人間はできないので、そうしたところに関してアカデミックフィールドの方々とともに連携しながら、先行事例をきちんと出して、学べるものは海外事例からベストプラクティスを学んで、それで地域の社会課題に適用させていくことも支援できると思います。また、発信です。PRというところで、どなたかPRの機能が必要だとおっしゃっていたのですけれども、実際に社会的課題は、積極的に発信して、みんなが課題だと認識してくれないと、なかなか解決までいかないわけなのです。ですので、そうした課題の社会的な発信、これをイシューレイジングと言ったりしますけれども、イシューレイジングをしっかりしていこうということです。さらには、この休眠預金がちゃんと活用されているということ、このようなインパクトがちゃんと出ているのだということなどをきちんとウェブなどにまとめて発信していくことも大変必要なのではないかと思っております。

以上、この辺りをつけ加えさせていただいて、指定活用団体は何をするのかといったときには、4つ、そういうことがあります、その4つはそれぞれ以下のようにになっていますという説明がコンパクトにできるのではないかと思います。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それぞれ大変御見識の高いアイデアをありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。御意見や御質問のある方は、1人1分以内で御発言を願います。御質問をされる方は札を立てておいてください。

北地先生、先に先ほどおっしゃっていた件ですね。

○北地委員 資料1-4の6ページ、内部通報のところなのですが、3つ目のポツで「外部の事業者（資金分配団体等）」と下から2つ目のポツで「外部の事業者（指定活用団体及び資金分配団体等）」の「外部」というのは、この団体の外部ということですか。

○岡本参事官 そうです。

○北地委員 そうしますと、資金分配団体の外部ということは、他の資金分配団体や一般社会も含んでいるということですか。

○岡本参事官 そうです。現場の団体なども含みます。

○北地委員 一直線の関係だけではなくて、現場の他の団体もですね。

○岡本参事官 そうです。

○北地委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、岸本専門委員。

○岸本専門委員 岡本さんの資料の7ページと8ページ、これはもしかしたら次に野村先生がおいでになったときの議論かもしれませんが、先ほども申し上げたのですが、7ページにあるモニタリング部と8ページにあるビジョナリーチームは趣旨が大きく違うのではないかと考えております。ビジョナリーチームのほうはよりよくしようという側の話で、7ページのほうのモニタリングは、きちんとやっているか、悪いことは起きていないかという、どちらかという守りのほうの話で、これは別物と考えたほうが良いのではないかと考えて、質問も兼ねてございます。

○岡本参事官 そのモニタリングは、まさによくしていこうということで、設置をここでは提示させていただいておまして、悪いことをしていないかどうかというのは、まさに7ページ目ですと、上のほうに「監査室」がありまして、そちらがちゃんとチェックするというので、モニタリング部はあくまでも悪いことというよりはちゃんとしているかどうかということで書かせていただいております。

○岸本専門委員 そうであるならば、これは後々かもしれませんが、「モニタリング」という言葉を定義して使い分けるようなことが必要ではないかと思えます。

○小宮山会長 そこは皆さんも混乱するところがありますね。監査と今言ったような抽出機能を分けているというか、岡本さんがおっしゃるのはよくやっていくための抽出機能ですね。

○岸本専門委員 私は、自分の図の中では、その事業部におけるサポート的な機能としての進捗管理及び何かしらのサポートというものと、管理部門における内部監査的なものを組織体制として分ける。外部にそれぞれつくものが違う委員会がつくであろうと想定いたしました。言葉の定義というのは、とりあえずはきちんとしたほうが良いと思います。

○小宮山会長 そこは明確にしたほうがいいね。どうもありがとうございます。

駒崎専門委員、どうぞ。

○駒崎専門委員 途中から来ていて理解が足りていないのかもしれないのですが、こちらの事務局が出してくださった資料の7ページ目です。モニタリング部の部分なのですが、もしかしたらこれは名称としては「経営支援部」などのほうが近いのですかね。もしサポートなどよくしていこうみたいな感じであれば、支援していくみたいな感じがいいのか、それとも、モニタリングなのですよという、監査とは言わないけれども、チェック色が強いのかによって、ネーミングもまた変わってくるのかな、どうかなと思ったのです。もし伴走支援をしていって、資金分配団体により設置数を頑張ろうみたいになっていくのだとすると、そういう支援していくチームがきちんとあるといいのかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○小宮山会長 ここで「モニタリング」と言っているものと「構造化」と言っているものを含めて、今、いろいろな呼び方をしているので、企業だと「経営企画」や「社長秘書室」など、参謀的なところかもしれませんね。そこはどうするのか。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 別の質問があったのですけれども、少しだけこの続きで申し上げれば、指定活用団体ですので、あまり事業の中に踏み込んでいくと非常に混乱するのではないかと思いますから、一步引いた上での助言であれば、モニタリングなのだろうという気はしています。ただ、定義づけをしっかりといただければという気がしています。1つ質問は、どんどん外部ですと言ったら、その外部委員会はどうな人が責任を持ってなさるのがわからなかったということが一つはあります。

本来の質問です。最初のほうに出てきました資料1-2のことで御質問してもよろしいでしょうか。資料1-2(1-b)、4ページのところにありますが、助成と貸付けの話が出てきたところでございます。13行目になると思いますが、当面はこの制度は助成を優先すべきだということなのですね。それ以外の文章に特にこだわりはないのですが、ここはちょっと細かいところなのですが、とても曖昧な表現かなという気がしてしまっていて、当面助成を優先するというのはどのように皆さんに周知していけばいいのかということと、貸付けを使える資金分配団体もあるのではないかと考えています。東北復興支援は特別だったとは言えないと思うのですが、三菱商事がやっている復興支援の公益財団がありますね。あそこは両方うまくやっていると思うのです。そういうイメージが頭にあるものから、せつかくこういった民間公益活動も、貸付けという方法を取りながら活動をするという選択肢がもっとあっていいのではないかというメッセージが、これがあることによって若干失いかねないかなという懸念をしています。そのあたりです。

○小宮山会長 回答はありますか。

○岡本参事官 この場合の4ページのところは、あくまでも指定活用団体が資金分配団体を經由しないで貸付けをするということではなくて、この本来の趣旨は、指定活用団体が

資金分配団体を經由して、資金分配団体を育てながら、資金分配団体が助成も貸付けも出資もできますので、そういう制度をまず最初にしっかりと育てて、プレーヤーを育てることが重要ではないかということでございます。

三菱商事復興支援財団もよく存じ上げているのですけれども、ああいうスキームは当然重要なのですが、それを資金分配団体が育っていない中で指定活用団体がやっていますと、資金分配団体が育ちませんので、まずはしっかり資金分配団体にやってもらうように指定活用団体は応援していくほうがいいのではないかと趣旨で書かせていただいております。

○服部委員 わかりました。資金分配団体が貸付けも助成もすることに対して、ここに縛りを使っているわけではないですね。わかりました。

○岡本参事官 それで実は前回、宮城専門委員からも同じことがあったのですが、やはり民間公益活動の担い手を育てていくことが重要なので、案件の発掘とかそういうものは指定活用団体が資金分配団体と一緒にやったらいいと思うのですが、案件を見つけたら資金分配団体とかに渡して、資金分配団体を經由して現場の団体という形でやっつかないと、指定活用団体ばかり大きくなっても、この制度の趣旨と違うのかなということを書かせていただいています。

○前田室長 ちょっと補足すると、なぜ当面という言葉遣いをしているのかということなのですが、これは実は現在の休眠預金法の中では、指定活用団体が現場の民間公益活動をする団体に対して貸付けをすることができるという法律上の規定があるのです。あるわけなので、制度上はそういうことができるようになっているのですけれども、ここはあえて運用上、本体としての資金分配団体を通じた助成、貸付けのシステムをつくっていくことを優先するべきなので、法律上は書いてあるけれども、しばらくは、そこは当面、慎重にしばらく封印しておいたほうがいいのではないかと趣旨で、当面という言い方を使わせていただいている。法律上はできるというふうになっているものですから、そういうことで整理しております。

○小宮山会長 我々が目指すエコシステムができていないときに、どのようなプロセスでやっていこうかという議論ですね。ありがとうございます。

では岸本さん。

○岸本専門委員 ほとんど今のとかぶるところなのですけれども、指定活用団体において債権管理の業務を発生させるというのは本当に大変なことなので、現時点ではしないほうがいだろうというところには全く賛成でございます。

ついでに確認なのですが、資金分配団体が融資を行う場合に指定活用団体から資金分配団体にお金移動するときには、それは助成という言葉で移動するんですかという確認と、指定活用団体が民間金融機関に対する業務委託を通じて融資を行うことも今回は外すという理解でよろしいかという、その2点です。

○岡本参事官 まず前者でございますが、法律上はそこは限定されておりませんので、資

金分配団体に対しては助成もありますし、貸し出しもあり得るということです。その受けた原資を使って民間公益活動を行う団体に対して助成するか、貸付けするか、出資をするかは資金分配団体自身による選択だということです。

後者の御質問は、まさに民間活動を行う団体に対する貸付けの規定が設けられた趣旨でございますが、議連の中ではまさに政府系金融機関が民間金融機関に業務委託をして貸し出しをするのと同様なことをスキーム上、置いてはどうかという議論があって、この号が設けられております。むしろ、民間公益活動の担い手を育てる観点からは、資金分配団体を經由してやってはどうかということかと思っております。

○小宮山会長 ありがとうございます。

経沢さん、どうぞ。

○経沢専門委員 済みません、尾てい骨を打ってしばらくお休みをいただいていたのですが、復活しました。またよろしく申し上げます。

融資かみたいな話の中で、私がずっと経営を17年やっていて思うのは、最近、資金調達手段はかなり多様化しているので、それを休眠預金で賄わなければいけないほど経営としてサポートしなければいけないというのは、かなり遠回りの議論になり、回収だとか、会社の経営状況などをチェックするのにコストもかかる割には、ほかのサービスというか、金融サービスが充実しているので、私自身はそれを優先するよりは、経営の話ではなくサービスが安定していて、それが国民や社会問題を解決するサービスであるというところのモニタリングに力を入れていったほうが非常に効率的なのではないか。問題から逆算して考えると、経営支援ではなくサービスを困っている人に広めるという、例えばお金がなくてそのサービスを受けられないとか、そういうところの視点をもう少し持ったほうが効率的な進め方になるのではないかと考えます。

○小宮山会長 ありがとうございます。ここは難しいところかもしれないですね。おっしゃることはよくわかります。途上国のファンドはともかくお金が足りない。ファンドができれば借りるところは幾らでもある。日本の場合には特に社会課題を解決するようなテーマのほうがむしろ難しい。そういうビジネスモデルをつくっていくほうが難しいという面があります。だからやってみないとわからないところがあるので、どうもありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

○萩原委員 先ほどモニタリングのところ、よくアドバイザリーボードとかあるのですが、うちの大学にもあるのですが、研究科のやっていることに対してアドバイスをくれる方たち。だからどちらかという性格的にはそちらなのかなという感じもしたので一言。

○小宮山会長 これは私の意見なのだけれども、アドバイザリーボードってそんなに役に立ちますか。要するに私は委員会、この委員会は珍しく本当に皆さん非常に力を入れてやっていただいていると思っています。だけれども、通常は委員会だけでは無理なのです。

常置で常に一生懸命見ている人が1人でもいたら、ものの動きは全然違う。だからそのようなもので、アドバイザーリーボードをつくとどうせ役に立たないとみんな思うのです。だからそんなものではないというのが答えです。事務局の認識とは一致していますか。要するに機能する組織をつくりたいのです。エコシステムがない、そのときにどうやったら機能するか。もちろんコンプライアンスをちゃんと維持しながらということなのですが、そこに注力するのがいいのではないかと思います。

どうぞ。

○駒崎専門委員 今の小宮山会長の御意見はまさに全く賛成でして、本当にちゃんと機能してきちんと回っていく仕組みにしないといけないのです。しかもイノベーションを先導して新しいものを生み出していくということですので、そう考えるとコンプライアンス室、コンプライアンス委員会、監査室あるいはモニタリング等々で、例えば働いている人の半数以上をモニタリングとか監査していますみたいな感じになってしまうと、案外意味がないというか、イノベーションをつくっていきこうみたいなノリにはならないので、そこに関しては事務局から出していただいていますけれども、基本的にはきちんと事業をやるというか、結果を出す組織というふうにして、もちろん適切にコンプライアンスとかそれでチェックはするのだけれども、この団体のミッションは本当に価値を生み出して、日本に変化をもたらすんだということなのではないかということをおま一度、確認しておきたいなと思います。

○小宮山会長 北地委員、どうぞ。

○北地委員 日常のモニタリングというのは常設のところやるべきだと思いますが、際物といいますか、ここまでやっていいのかなというものとか、あるいは大きな動きで、ここは差しとめたり、先ほど私言いましたけれども、介入をしてやめてもらわなければいけないというような判断のときには、委員会のようなものは役に立つと思います。

○小宮山会長 おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

岸本委専門委員、どうぞ。

○岸本専門委員 再び先ほどのモニタリングとビジョナリーチームのところに戻るのですが、本当にその成果を出す組織になり、かつ、コンプライアンスというか業務監査的なものが形骸的なものにならないようにするために、指定活用団体の選定基準の中にそもそも指定活用団体のロジックモデルといいますか、戦略がきちんと出されているということと、それがそのまま進捗管理なり評価なりと一貫していくことが必要なのではないかというのが1点。

もう一つは、先ほど業務監査委員会とか余り役に立たないんだとかいう。

○小宮山会長 業務監査委員会は役に立たないと言っていないよ。アドバイザーリーボードです。監査委員会は機能として極めて重要です。

○岸本専門委員 そうなのですね。基本的には重要なのは、私は外部、内部問わず、通報窓口というか、異議申立窓口というのをきちんと置いておくことが実質的には重要なのでは

ないかと思っっているというのが第2点目でございます。

○小宮山会長 監査委員会というのは業務監査、これはきちんとやらなければいけないのではないですか。それと内部通報のシステムをちゃんとつくるということは、これも独立なのではないですか。

○岸本専門委員 私はそれが1つの業務監査委員会というところに。

○小宮山会長 業務監査委員会に出すかな。内部通報は出しやすいシステムをつくらなければいけない。私は外の弁護士さんか何かがいいと思います。

○岸本専門委員 それは窓口として委託をすることはあると思いますけれども、来たものをどこが見るのかといったときに、業務監査委員会が見ていくのかなと組織的には思いました。

○小宮山会長 そうかもしれない。

宮本先生、どうぞ。

○宮本委員 調査とか研究に関してですが、例えば先ほどの資料4で言うと、一番最後のページに駒崎専門委員が提出された資料の中で言うと、情報整理、発信というようなところがありますし、ほかのところにもあるのですけれども、リサーチをやるかということにはいろいろなタイプがあると思うのですが、今回のこれはいろいろな社会課題のあるものを休眠預金を活用した形で、しかもここで定義しているところの革新性を持って実現していくということでやろうとしているわけです。調査研究で1つ重要だと思えますのは、あり得べき社会イメージというものをどう持って、その中で休眠活用の資金を使って何ができるのかということで、実は社会課題解決とか、あるべき社会イメージの実現のためのアプローチは休眠活用のこういうアプローチだけではないわけで、いろいろな社会資源があり、いろいろな方法がある中で新たに革新的な活用する方法を使ってやろうということなので、調査研究の中では絶えずあり得べき社会イメージというものを認識しながら、その中でこのプログラムが全体として何ができたのかを問うべきです。全体としてはどうなのかという観点が非常に重要だと思います。事業評価的な調査研究に特化しないものをする必要がある。そのあたり最初に認識しておかないと、一個一個の事業の評価ばかりにいくのではないかと。

○小宮山会長 極めておっしゃるとおりです。だからここでCOIのモデルを使っているわけですが、研究をやっているのというのはCOIだけでは全然ないわけで、海外でやっていて、関係する仕事をあるところでやっていて、そういうもの全体の中でここが今どうなっているかというのを明らかにしていくとか、そういったことをやるのが1つのポイントになっている。今、先生のおっしゃったとおりです。そこは明確にしておく必要がある。決して業務監査ばかりやるわけではないし、まさに監査をやるのではないということです。

駒崎専門委員、どうぞ。

○駒崎専門委員 私も今の宮本先生の御発言に賛成して、リサーチと書いたのですがけれども、今、本当に社会課題の解決をしていこうというときに、その課題ってどのぐらいの大

きさで、どこに分布しているというデータがそもそもないことが多々あるのです。例えば私がやっている医療的ケア児の保育みたいな話なのですけれども、例えば医療的ケア児が日本に何人いるのかということが、ついこの間まで全くデータがない状況があったのです。これはなかなか信じがたいのですけれども、厚労省が医療的ケア児を障害児と認めていなかったために統計すらなかったのです。そうすると社会的課題を解決しようと思ったときに、ではゴールはどこなんだということを線引きできなかつたりするのです。そういったときに我々のビジョンは医療的ケア児でも保育を受けられる社会だよ。そのためには問題を構造化してきちんと整理して出していこうとなっていくと、社会課題の解決が加速していくわけです。というわけで業務監査だけではなくて、そもそもその課題をめぐる環境というのをきちんと調べていこうみたいなことをやっていけるような機能を持たせるといかなと思っています。

○小宮山会長 どうもありがとうございます。

白井専門委員、どうぞ。

○白井専門委員 事業実施団体としての実感を少しお話させていただければと思うのですが、岸本専門委員がおっしゃっていたよくしていこうという部分と、悪いことが起こらないようにということで機能を分けていくことは非常に重要であると思います。しかも悪いことを出さないようにということのための委員会だったり組織だったりを余りに肥大化させないということは、このプロジェクトを成功させる上で非常に重要な観点なのではないかと思っています。

この審議会の議論というのもNPOの社会ではかなり注目をされておまして、これからコンプライアンスとかガバナンスが重要になるというところで、いろいろな基金とか助成金の実施という上でも、さあこれから監査を細かくしていくぞみたいな機運が既に起こっているというようなことも耳にしておまして、かなり暗澹たる気持ちになっているところでございます。そういう意味で、そういうところを肥大化させない。実際問題、悪いことをしている団体というのは本当に一握りであると思いますので、そのためのエネルギーは余りに大きくしないというために、例えば事務局から御提案をいただいた、執行残が生じた場合に予算消化をさせないという考え方というの、例えばですけれども非常に重要であると個人的には思っています。悪いことをするつもりがないのに無駄なことに今までエネルギーを使ってきたという実態もございましたので、その観点を少し話させていただければと思います。

○小宮山会長 大変重要な視点ですね。

それでは、工藤専門委員、お願いします。

○工藤専門委員 体制イメージの中でイメージは大分固まったのですけれども、これだと平面で見えてくるので、どこに人を厚くしていくのかということが1つ課題解決をしたりとか、問題の解決を加速していくことかなと思まして、駒崎専門委員の一番最後のページにあります、特にイシューレイジングは非常に難しく、みんなが問題を問題と認識し

ないと社会問題にならないというところが、現場で小さくやっけていてもなかなか広がらない中で、この体制イメージの中でガバナンスの話がどんどん出てくるのですけれども、結構総務とか企画広報とかさらっとあって、そうだねと終わってしまうのですが、こういう部分をどう厚くしていくのかみたいなものは多分、理想とか理念とかの実現に対して、そこから辺の加配分配みたいなところにひもづいてくるのかなと思ひまして、今後の話の中で体制イメージが立体化していくときに、どこが大きいのかということが社会的に見たときに、この事業をどこに向かっていこうとしているのかということのメッセージになるのではないかと思います。

○小宮山会長 君はどこをふやせと言っているわけですか。

○工藤専門委員 ふやせと私が言うのですか。

○小宮山会長 配置が重要なのはよくわかるけれども。

○工藤専門委員 そうです。バランスが重要だと思ひてはいるのですが、企画広報部と駒崎専門委員のリサーチ及び発信というところの中で、みんなが問題だと思わないと社会問題にならないところを厚くしていくというのは結構重要だと思ひていまして、ここはいろいろな知見ややり方が出てきますので、この部分が各個別の団体に任されるよりは大きな力が担っていただけるといいのではないかと思います。

○小宮山会長 おっしゃるとおりで、私なんかも国の予算の10%はこの部分に使えといつも言っているのですけれども、つかないのです。ここでは何とかつきたいです。ちゃんと何をやっているのかというのを皆で分析して、今のイシューレイジングみたいな話をやっていく。そうでないとプログラム全体がいいことにならない。一つ一つの評価も重要なだけけれども、一番重要なのはプログラム全体の評価なのです。プログラム全体の評価をしなければいけないので、そのためにはコンプライアンスばかりやっていたってしょうがないわけだし、最初に課題を決めて、それをやるんだと。そうでないなら課題ではないんだみたいな議論をしていたらプログラムが間違っているわけですから、プログラムの評価がちゃんとできるようにしていかなければいけない。そのためには今、言っているポジティブな意味でのモニタリングだの、構造化だの、広報ということは不可欠です。

ほかにいかがですか。海老原代理、どうぞ。

○海老原代理 程の代理で参っております。

今まさにおっしゃったところかと思ひますけれども、指定活用団体の中のイメージというのは大分煮詰まってきたのかなと思ひますが、指定活用団体自体が何をやるのかというところのミッションみたいなところに広報だとか、構造化本部から出てくるところをバランスよく入れていかないと、結局、個別の事業自体は進むということのみが、この団体のKPIになる。一生懸命それをやるわけですけれども、広報とかにお金を回しても余り評価されないとなると、5年後にまたその団体が選ばれないとかになってくるので、実際我々委託を受けてやるような立場からすると、そういったところが評価基準として団体自体に回るとか、ミッション自体にあると非常にやりやすいかなと思ひました。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○服部委員 一言だけ。どこに重きを置くかという御意見があったので、リサーチにしても社会の発信、例えばアドボカシーという言葉もありましたけれども、そういうものも含めて多分、構造化本部が私のイメージしているところです。広報という言葉がついた時点でどうしても世の中の的には深掘りした発信ではなくて、考えられたものの発信となると思いますので、リサーチとかどうあるべきか。今、皆さん方がおっしゃっているところを考える心臓部が構造化本部だというイメージがあるので、これを外に出したらまずいのではないかという気がしております。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

では、そこら辺は今度、野村さんがおられるときに議論しましょう。

それでは、意見交換を終了いたします。大変ポジティブな御意見をありがとうございます。

議事2は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の役割及び期待される機能についてに移りたいと思います。事務局から10分程度で説明をお願いします。

○岡本参事官 資料2-1、2-2、3-1、3-2に基づいて御説明をさせていただきます。

その説明に入る前に、最初に岸本専門委員から御質問があった残余財産でございますが、休眠預金等活用法の中の第34条で規定されておまして、民間公益活動促進業務の全部の廃止を許可した場合あるいは指定を取り消した場合においては、内閣総理大臣がその後に新たに指定活用団体を指定したときは、その団体に財産及び負債は承継するというような規定。あるいは取り消した場合における財産管理その他所要の経過措置は合理的に必要と判断される場合は政令で定めるという規定が既にごございますので、それを踏まえた措置になろうかと思っております。

それでは、資料2-1でございます。資金分配団体に期待される機能についてでございます。これも同じように法及び中間的整理あるいはこれまでの審議会の議論を踏まえて整理したものでございます。

「I 法の規定に係る機能」として2つでございます。

1としまして民間公益活動を行う団体への助成、貸付け又は出資の適正な実施ということで7つ記載させていただいております。今、御持論いただきました①社会の諸課題の把握・分析、②イノベーションの創出と革新的手法の開発・実装、③課題解決に向けた資金支援プログラムの企画・設計、④案件の発掘及び形成、⑤課題解決に最適な民間公益活動を行う団体の選定、⑥助成等の適正な実施、⑦成果評価、検証ということでございます。

2として民間公益活動を行う団体の監督でございます。

Ⅱとしまして、審議会の御議論を踏まえて備えることが望ましい機能として4つがございます。①継続的なモニタリング、②非資金的支援プログラム企画、設計及び提供、③必要に応じた複数の連携主体との協働、④民間企業などの民間資金を民間公益活動に呼び込むための具体策の策定ということで、民間とのマッチングであるとか共同融資みたいな御議論なのかと思っております。

その上で、資金支援機能と非資金的支援の両方を合わせた包括的な支援プログラムを策定する能力があることが求められるということではないかと思えます。

資料2-2は前回、御議論した役割と機能を整理した表でございます。

資料3-1は民間公益活動を行う団体が行う役割及び期待される機能といたしまして、同じように整理したものでございます。

Iは役割でございます。4つございまして、①行政が対応することが困難な具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。②成果に着目しつつ、資金を適切に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取り組みを推進する。③革新的な手法を開発し、実践する。④現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体にフィードバックし、一層の制度の改善につなげる。

Ⅱとして期待される機能としまして、以下のものがございます。1つは法の規定に係る機能として4つがございますが、行政の縦割りに横串を刺す、あるいはすき間に落ちている具体的な課題の抽出と可視化。②課題に応じた最適な解決手法の提案。③革新的な手法の開発、実践。④評価でございます。

2として制度改善につなげるため、現場のニーズや提案、事業成果等の資金分配団体へのフィードバックを行うということでございます。

2ページ目は現場の団体の革新性ということで、第6回の際に駒崎専門委員から提出された資料あるいは第7回でアドバイザーグループ報告書から事務局が作成したものでございます。後ほどアドバイザーグループの資料の中で追加しておりますのはテーマということで、今あったまさにイシューレイジングですが、テーマ自体が社会から認知されていない、可視化されていない課題を洗い出すということも1つのそういうことではないかということでございます。例として社会の諸課題を抽出・可視化し、その解決に向けて取り組んでいる事例として、あいちコミュニティ財団でやっている課題深掘りということで、抽象論ではなくて、その地域で生じている課題を明らかにしていくことが重要ではないかと考えております。

資料3-2は、今、申し上げた民間の現場の団体の役割と機能について整理したものでございます。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移らせていただきますが、また御意見のある方は立てていただいで。

海老原さん、どうぞ。

○海老原代理 先ほどの議論を踏まえてということだと思っておりますけれども、質問なのですが、広報の部分みたいなところは、このところで言うところどこで役割として読む感じになりますか。

○小宮山会長 分配団体の広報ですか。

○海老原代理 私の質問おかしいですかね。

○小宮山会長 おかしいかどうかわからないのだけれども。

○駒崎専門委員 今は資金分配団体の役割ということで、資金分配団体の広報ということですか。

○海老原代理 間違いでした。済みません。

○小宮山会長 活用団体というのが全体のもので、分配団体というのは幾つかあるかわからないのだけれども。

ほかにいかがでしょうか。無理に質問していただかなくて結構ですよ。早く終わればそれに越したことはない。事務局なんか大変喜ぶと思います。北地さん、どうぞ。

○北地委員 いつも6分にまとめるのに苦心していますので。

○小宮山会長 だけれども、追加は3分で。

○北地委員 追加ではないのですが、今後少しややこしいことをやらなければいけないということで私は書かせていただいたのですが、どこの法人も年に1回の決算はございます。その決算の中には休眠預金以外の資金も入った活動もございます。休眠預金の入った活動の部分だけ分離するのは、多分同じ活動の中で難しいのだろうなと思いますけれども、モニタリングはやらなければいけません。決算以外にモニタリングをやるのは多分これはその都度決算を組むということではなくて、KPIを何らかつくると思うのですが、それが報告をしなければいけない所轄官庁等以外に、なぜそれができるのかというところが今ひっかかっています。もちろんそれができるようにしてしまったらいいと思うのです。

それから、フェア・ディスクロージャー・ルールといいまして、上場会社でも別にある一定の枠内であれば、アナリストなんかには報告をしていいよというものがありますので、これは何で勝手にやるのではなくて、どんどんそれをやらせてくれということをやりたいということと、あとは万が一のときに差し止めをしたり、介入したりすることもやっておかないといけないのだろうなと思います。悪いことは減多に起こらないと思いますけれども、現実には起こったときのことは想定して、そういう枠組みは必要なのかと思っています。

○小宮山会長 そうですね。ありがとうございます。

萩原委員、お願いします。

○萩原委員 参考であいちコミュニティ財団の図が出てきておりますが、非常にこれはわかりやすく、さまざまな資金分配団体になろうとするようなところに、こういったものをどんどん提供していただけるといいなと思いました。例えばそれは今後、資金分配団体がどのくらいの規模感で助成だとか融資ができるのかということをもう少し私たちが具体

的にイメージできるような、そういうことも必要なのではないかというのはこれを見て思いました。

伴走型支援に関して言うと、ここでもよく言われておりますが、コスト面をどのようにこの中に組み入れることができるのか。先ほど小宮山会長がおっしゃっていたように、プログラム全体の評価というものに対してお金が余りつかないというのと一緒に、本来、必要となるようなお金のつけことが難しいという状況があるので、そこをきちんと入れながら議論をしていく必要があるかなと思いました。

以上です。

○小宮山会長 実質化するときに非常に重要ですね。

服部委員、いかがですか。

○服部委員 細かい話なのですが、資料3-1の2ページ目に現場団体の革新性、これはまだ例ということなのかもしれませんが、一番最後の規模の拡大というところが若干、気になっておまして、何をもって革新性かということの議論、評価ともかかわって、これからまだ議論する時間があるのかもしれません、ある側面ではスケールの中でも規模の拡大というものが大事ではありますが、それが革新性かどうかということにもあるのですが、例えば私たちNPO学会の研究会でもソーシャルビジネスにおいては何が成功なのか、拡大というものが本当にいいのかということも議論したりします。これまでずっと規模が拡大するということをやとしてきた社会において、違う側面でいろいろな問題が起きているときに、必ずしも規模の拡大にこだわるのかどうか。これが大事だということもあるのですが、なかなか言いにくいのですが、大事な側面、例えば途上国で雇用を増やしますというと当然規模の拡大は革新性になるのですが、必ずしもこの言葉で表現していいのかどうかといったところを、ずっと国内外で議論しているテーマでもありましたので気になるということをお知らせさせていただきました。

○小宮山会長 どうもありがとうございます。

駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 現場の民間の団体の立場から申し上げたいと思います。今の規模の拡大という話なのですが、規模の拡大によって課題の解決がされていくのであれば、それはよきことと捉えていいのではないかと思います。例えば先ほどの医療的ケア児の話を取りますと、例えば今、医療的ケア児は日本中どこの保育園でもほとんどお預かりしてくれないのです。そうした場合において医療的ケア児をお預かりする保育園がふえていくことは、その子どもたちが憲法で保障された教育を受ける権利を保全していくという観点からすると、どんどんふえていったほうがいいですね。これはスケールアップしていくのはいいことです。

一方で例えば、そもそも普通の認可保育園で医療的ケア児を受け入れようよという考え方もあります。そうしていくと医療的ケア児に特化した保育園というのは別に必要なくて、普通の保育園で普通に預けられるように将来的にしていけばいいのではないかという考え方

もあるわけです。なので、そういう意味では規模の拡大だけが社会的課題の解決策ではないということもあるわけなのです。

ただ、いきなり全ての認可保育園で医療的ケア児はお預かりできないので、しばらくはそういった特殊な保育園はどんどん広がっていくべきだし、同時にイシューレイジングやロビーイングなどを通じて、普通の保育園でもきちんとインクルーシブに受け入れてもらえるような環境を同時並行的につくっていく形で、課題が解決されていくというふうになっていくのではないかと思うので、そういう意味ではケース・バイ・ケースですけれども、基本的には規模の拡大ということも革新性であるとして、よきものとして革新性として位置づけていいのではないかと個人的には思います。

○小宮山会長 宮本さん、どうぞ。

○宮本委員 今の件で、規模の拡大と言った場合、通常は民間企業であれば規模が拡大して雇用が拡大し、生産性が上がって給料も上がりという展開をしていくのだろうと思いますが、社会課題を扱う事業は必ずしもそうならない現実があります。したがって、この規模の拡大というのか、前回も言ったことですが、担い手である団体の経営の安定化というのは非常に重要で、なぜ安定化が重要かという、安定化して報酬もよくなっていけば、すぐれたワーカーの数がふえていきますけれども、安定しない限りはすぐれたワーカーが育たないままやめていってしまう。そういう意味では規模の拡大と同時に経営の安定とか、持続可能性とか、そのようなものが含まれていくとよりいいのではないかという感じがいたします。この記述だとかにかく国民の利益の増進という極めてきれいなことだけになりますけれども、国民の利益増進のためには担い手がきちんと育たない限りは担えないという問題を何か入れればよろしいのではないかと。

○小宮山会長 ありがとうございます。

岸本さん、どうぞ。

○岸本専門委員 資金分配団体の立場で事務局に質問をしたいことがありまして、幾つぐらいの団体が出てくるのかとか、幾らお金が来るのかとか今わからない中で議論をしているわけなのですが、先ほども質問をしたのですけれども、融資の場合、原資が指定活用団体から資金分配団体に来て、資金分配団体から活動団体に融資で出したときに、損失が出るというような、例えば貸し倒れるといったような部分については、どのように考えたらよろしいのか。指定活用団体から資金分配団体に来るときに、助成で来ていれば何の問題もないと言ったらいいのかあれなのですけれども、融資で来て、また融資で出すということになった場合に、どのようなことを想定したらよろしいのかということと、助成金だろうが融資であろうが、仮にある年度に資金分配団体にお金が来たときに、それは単年度なのか複数年度なのかということと、複数年度の場合に資金分配団体においていわゆる運用をする余地があるのかとか、あるいはそこにおいて損失が出る可能性についてどういう規定があるのかとか、その辺を教えていただけたらと思います。

○岡本参事官 全く御質問の趣旨はわかった上ですが、それは今後、御議論いただくとい

うことではないでしょうか。指定活用団体がこれから決まっていく中で、資金分配団体との関係で御議論していただくということかと思えます。御趣旨のことはすごくわかるのですけれども、まさに民間の創意工夫を生かすという中でやっていくことなのではないでしょうか。

○小宮山会長 北地さんの御意見は多分関連する話なのではないですか。

○北地委員 私のレジュメで山みたいなものを書きましたけれども、この山の形をどう変えるのかというところで、ここは例えば貸し倒れが多いけれども、ここは少ないという組み合わせになると思いますので、現実にはそこは動いてからのことだろうと思います。余りにもそれが期待されていない部分で貸し倒れが多いと、それは問題だと思います。

○小宮山会長 岸本さん、どうぞ。

○岸本専門委員 民間資金を新たに呼び込むためのリスクをとるお金というものに休眠預金になるのかどうか、あるいはどこまでなれるのかというのは、どこかで方針があるのかなと思っていたのですが、それは指定活用団体が決められるのですか。指定活用団体のレベルで決められるのですか。

○小宮山会長 どうだろう。ここはまだ議論していないところですよ。

○北地委員 年末年始にハイブリッドファイナンスの組み合わせを考えてきて、この部分というのはこんなリスクがあって、この部分はリスクが余りないんだよみたいなことで一度、たたき台を出してみようと思っています。例えば今回、強い事業に関してはM&AとかMBOの活用も、それは別に資金を出すのではなくて、どこにどういう会社があって、あるいは民間のただの紹介業者でやると不動産の部分を切り離せないとか、そのようなことがあるので、いろいろなことに発想が行くような最初の組み合わせを考えてみようと思います。

○小宮山会長 リスクの高い部分を休眠預金でという議論は確かにあったのだから、そこはどこまでどうなのかというのは、どこまでできるのかも私はよくわからないけれども、ある程度、論理構成はきちんとしておいたほうがいいですね。

前田さん、どうぞ。

○前田室長 御指摘の問題意識というのは非常に重要だと思っています。ただ、これを問題意識としてずっと事務局も含め、審議会を持ちながら今後の細かい制度設計に反映させていくということではないかと思っています。と申しますのも、今、北地委員からもお話がありましたとおり、リスクをどうするこうするという具体的な議論は、対象の主体がどういう主体なのか、どういう事業を行うのかということがある程度見えてこない、結局、観念論にしかならないと思います。ただ、そういったことをちゃんと考えていかなければいけないねということはずっと我々自身が共有しながら、そういう議論ができるようになったときには、きっちりそれを整理するという姿勢ということではないかと思っています。

○小宮山会長 さすが役人、いい答えです。それでいきましょう。

ほかに、経沢さん。

○経沢専門委員 皆さんの意見と大きく相違というわけではないのですが、話の中でどの課題をどのように解決するのかというときに、余りマニアックな課題になり過ぎると、ではどうやって指定団体を集めるのかという話と結びついてくると思うのですが、余りにも経営基盤が脆弱というか、そういうところまで範囲にくるめると国として責任を持たなくてはいけないとか、ウオッチしなければいけないみたいな工数が余りにもかかって、そこにコストがかかるのはインキュベーションするためにあるわけではなく、国民が受けたサービスとか、自分が課題意識だと思えることが解決しやすいというところにある程度シンプルにそぎ落としていかないと、そういう団体づくりのイメージから入ってしまうと結構しんどいなと思うのです。公募するときの条件で例えば設立何年以上とかするのか、その辺は今、別にここで決まっているわけではないと思うのですが、ゼロから、ここからやりますみたいになると、どう何を審査していいのかみたいなことにもなってしまうのかなと個人的には思いました。

○小宮山会長 ありがとうございます。それも今の前田さんの答えでいきましょう。

これぐらいでいいですか。どうもありがとうございました。それでは、本日の議事は大変参考になり、御意見をいただきましてありがとうございました。

なお、次回審議会におきましても資料の提出を希望される委員がございましたら、後ほど事務局から提出期限等の詳細を連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

○前田室長 今後のスケジュールにつきまして、お手元に資料5が配付されていると思います。

これまでのスケジュールでは、1月に予定しております第11回の後にパブリックコメントを実施する。その後に審議会を2回開催する予定としておりました。しかしながら、この基本方針案の取りまとめをしっかりと時間をかけて、しっかりと議論をいただくことが適切ではないかということで、第12回の審議会をパブリックコメント実施の前に行うことといたしまして、パブリックコメント実施後の3月にその結果報告という会を設けたいと考えております。そういうことで次回の会議につきましては、既に御連絡させていただいておりますとおり、12月15日13時より、指定活用団体、資金分配団体等についての3回目及び基本方針案のポイント、これは仮称でございますけれども、それにつきまして御議論をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小宮山会長 どうもありがとうございました。